

第 181 回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 令和 3 年 3 月 22 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時

2 場 所 秋田県正庁

3 議事案件等

- （１）議案第 5 号 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）

4 出欠の状況

- （１）出席委員（14 人）
山口邦雄、佐々木吉秋、木元愼一、進藤政弘、谷川原郁子、相沢陽子、
東北地方整備局長代理 猿田誠、東北運輸局長代理 五十嵐誠、東北農政局長代理
八巻睦房、秋田県警察本部長代理 虎谷一美、竹下博英、今川雄策、薄井司、
金子芳継
- （２）欠席委員（2 人）
野村恭子、門脇光浩

5 議事の概要等

（１）資料確認、あいさつ

○三浦幹事

ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、「議案説明用の資料 2 種類」、をお配りしております。議案書につきましては、あらかじめ郵送し、本日御持参していただくようお願いしていたところですが、お持ちでない方は挙手により、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部部長の小林幹事から御挨拶申し上げます。

○小林幹事

秋田県建設部部長の小林です。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様には都市計画行政への御理解と御協力を賜り、この場を借りて感謝申し上げます。

今年度を振り返りますと全国的に比べれば県内では大きな災害はなかったわけですが、それでも夏場には 3 回程大きな出水、局地的ではありますがありまして、今でも県と市で合わせて 40 箇所の新築工事を行っているところであります。

年末からの大雪、例年よりは多かったですが、降雪量自体はそれほどではありませんでしたが、短期間に集中して降ったということで県南では記録的な降雪となりました。これも災害の一つだと思っており、我々対応してまいりましたが、こういう時には市町村道で特に除雪が追いつかないという状況でして、市町村道でも県で除雪をしましたし、国

の方では県外から除雪機を持ってきていただきまして協力いただきました。このような災害時には行政の垣根を越えて対応していくことが重要だと思っております。

災害に備えるためにも日頃よりハード整備、例えば耐震化を図ったりですとか、堤防を整備したりということも非常に大切であります。中長期的には都市計画、立地適正化計画などを通じて緩やかではありますが、災害に強い街づくりを行っていくことが必要であると考えております。この一年コロナ禍で非常に苦しんだわけですが、国土的な観点から言いますと都市への一極集中を変えていかなければ災害、このような状態には立ち向かえないのではないかと考えておまして、そういう意味では秋田県は都市からの受け皿になり得るのではないかと考えております。

今日は前回同様産業廃棄物処理場の案件ですが、忌憚のなき意見をいただきますようお願いいたします。

○三浦幹事

それでは審議に入りたいと思います。本日御審議いただきたい案件は、「議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」1件となっております。

以後の進行は、議長であります山口会長にお願いいたします。

（2）開会、議案署名人指名

○山口会長

ただ今から第181回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2名を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、佐々木委員と相沢委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○佐々木委員、相沢委員

はい。

○山口会長

よろしく申し上げます。

（3）報告事項

○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

○三浦幹事

報告いたします。議案書の資料を表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しております。

「令和2年度 議案第3号 及び 議案第4号、建築基準法第51条ただし書に基づく建築物の敷地の位置の許可について」ですが、都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設等については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築等ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。本審議会での答申を受けまして、令和2年11月24日 及び 25日付けで秋田市長から許可されております。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。それではただ今の説明について、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

質問等ないようですので、続きまして議案の審議に入ります。

（４）議案第５号 建築基準法第５１条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について

○山口会長

本日は、議案の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第７条の規定により、特定行政庁である秋田市から担当職員に出席していただいております。

「議案第５号 建築基準法第５１条のただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○清水幹事

都市計画課の清水と申します。

私からは、議案第５号の説明に入る前に、本日配布しております「建築基準法第５１条ただし書きについて」と題した１枚資料について先に御説明します。

建築基準法第５１条では、都市計画区域内における「卸売市場」「汚物処理場」といった四角枠で囲った施設については、都市計画においてその敷地の位置を決定しなければ、新築又は増築できないという規定になっております。この場合の許可権者は、施設に応じて県と市に分かれており、今回は産業廃棄物処理施設に該当することから県の決定となります。

続きまして「手続きの流れ」について説明します。民間施設が設置する場合においては、事業の流動性などの観点から、都市計画の決定ではなく、建築基準法第５１条ただし書の規定に基づいて、県都市計画審議会の議を経る必要があります。下表を御覧ください。産業廃棄物処理施設設置における手続きの流れは、廃棄物処理施設設置許可の権限を有する秋田市の環境部局での事前協議を行い、協議・審査を経たことを、事業者には「事前協議完了通知書」として通知され、事業者は「事前協議完了通知書」を持って、当該審議会の審議を経た後に、特定行政庁である秋田市の建築の許可を得るといった手続きとなります。このように、５１条ただし書の規定に基づく議案の場合は、環境関連事項について、県又は市の指導要綱による事前協議の協議過程で十分に審査され、環境部局の指導のもと、支障のないものと判断された案件について、審議会の審議をいただいているところです。

それでは、今回の議題の御審議頂く「議論の観点」について説明いたします。資料の裏面を御覧ください。当審議会での判断要件として、３つ記載されております。

１点目として「都市計画との整合性の確認」です。これは、用途地域の指定がある場合は、工業系の用途地域を基本としております。指定がない場合は、将来においても市街化の見込みがない地域であることです。

２点目として「敷地の周辺状況の確認」です。３項目ありまして、一つ目が、大型車両の通行に支障がなく、渋滞の要因にならない道路幅員があること。二つ目として、「災害の発生する恐れの高い区域での設置は望ましくないこと」です。三つ目として、敷地の周辺１００メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことです。

３点目として「環境部局の事前協議完了の報告を確認」です。県又は市の指導要綱に基づく廃棄物処理施設設置にあたっては、事前協議制を設けており、その協議が完了しているということです。今回御審議いただく議案第５号につきましては令和３年２月２６日付け、秋田市から事前協議完了通知があったところです。

なお、参考として下表に環境部局の廃棄物処理施設設置許可の判断要件を記載してお

ります。簡単ではありますが、以上が配布資料の説明でとなります。

引き続き、秋田市から個別議案の説明をお願いします。

○山下建築指導課長（秋田市）

秋田市建築指導課長の山下でございます。

第5号議案、エス・ユー開発株式会社から提出された、産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明します。

はじめに、御説明の流れについてですが、1 付議理由、2 申請地の位置、3 申請施設の概要、4 都市計画上の設置判断の目安の順で御説明いたします。

付議理由について御説明いたします。今回の計画は、焼却施設と破碎施設の2種類について行われるものです。焼却施設については、建築基準法第51条ただし書に基づく許可を受けて、平成4年から稼働している既存の焼却施設がありますが、そちらを残し、焼却施設をもう1基増設します。これにより、現状よりも処理能力は拡大します。焼却する廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃プラスチック類のほか9種類の産業廃棄物であり、既存の焼却施設と同じです。破碎施設については、建築基準法第51条ただし書による許可が不要な規模の施設を平成16年から稼働させていますが、そちらを撤去し、新しい施設に入れ替えます。こちら、現状よりも処理能力は拡大します。破碎する廃棄物の種類は、廃プラスチック類、木くず、がれき類など既存と同じ6種類のほか、紙くず、ゴムくずを追加した計8種類となります。そのため、建築基準法第51条に規定する「産業廃棄物処理施設」に該当するものでございます。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設の種類について、まとめた表を御覧ください。焼却施設については、処理する品目のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類およびその他の産業廃棄物が制限の対象となります。今回の計画では、制限対象となる品目の全てについて、増設される能力と既存の能力を合計した処理能力が、一行目に記載しております建築基準法施行令第130条の2の2第2号イで定められた処理能力を超えるため、位置の制限を受ける処理施設となります。

また、二行目に記載している同法施行令第130条の2の3第1項第3号で定められた工業専用地域内で許可を必要とせずに処理できる規模についても、全ての品目において、合計処理能力が上回っているため、建築基準法第51条ただし書による許可申請が必要となるものでございます。

続いて、破碎施設について御説明します。処理する品目のうち、廃プラスチック類、木くずおよびがれき類が制限の対象となります。廃プラスチック類について、今回の計画で新設される施設の処理能力が、焼却施設と同様、一行目の位置の制限を受ける規模と、二行目の工業専用地域で制限が緩和される規模を、どちらも超えるため、建築基準法第51条ただし書による許可申請が必要となります。

次にこれについては先ほど事務局から御説明がございましたが、本件処理施設の場合、都市計画で位置決定されたものではなく、また、政令で定める緩和の処理能力も超えておりますことから、建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請がなされたものでございます。あわせて、廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは秋田県であることから、このたび秋田県都市計画審議会にお諮りするものです。

続きまして、申請地の位置について御説明いたします。スクリーン左側、赤く表示しているところが、申請敷地でございます。東側約1.5キロには国道7号、いわゆる臨海バイパスが通り、南側約500mには主要地方道、寺内新屋雄和線が通っております。また、東側には秋田運河があります。申請地南側には、秋田県立野球場、こまち球場が立地しております。スクリーン右側は、申請地の上空からの航空写真でございます。黄色の矢印は、次のスクリーンの写真撮影方向を示しております。

こちらが先ほどのスクリーンで示した部分から撮影した申請敷地の入口でございます。正面に見えるのが、既存の焼却施設、その左側にある白い建物が保管ヤードです。右側

には、秋田県の所有する林地、こちらは保安林でございますが、あります。

続きまして、申請施設の概要を御説明します。スクリーン右下の配置図をご覧ください。左上にあるのが、今回の計画で増設する焼却施設、右下にあるのが、既存の焼却施設となっております。破碎施設は、敷地の中央付近にある保管ヤード棟に設置されている、既存の施設を撤去し、新しい施設を設置いたします。左下側が敷地の入口となっております。廃棄物の運搬車両は、入場後、計量架台を通過し、保管ヤード棟か焼却施設棟のどちらかに廃棄物を搬入します。搬入を終えた車両は、10t以上の場合は保管ヤード棟の左側を、その他の場合は右側を通り、退場します。保管ヤード棟に搬入された廃棄物は、その後、焼却施設か破碎施設に移動させ、処理を行います。焼却により排出された燃え殻、ばいじんは、本施設の外にある最終処分場に搬出され、埋立処分となります。

破碎された廃棄物は最終処分場へ、再生可能な金属くずは各業者へ搬出いたします。スクリーンの上側には、今後建設しようとする施設のイメージ図を示しております。Aは焼却炉の全体イメージ図と、炉内のストーカ部分を上から見た写真、Bは類似の破碎機の写真でございます。

次に、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと判断する目安について、都市計画との整合性及び敷地の周辺状況の2点を御説明します。

はじめに、都市計画との整合性についてでございます。申請敷地は、工業専用地域に指定されております。この地域はもっぱら、工業の業務の利便を図る地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは建築することができない地域です。なお、申請地は臨港地区と第3種風致地区に指定されておりますが、臨港地区については、港湾事務所と「本処理施設の建築が問題ない旨」協議済みです。また、第3種風致地区に該当しておりますので、今後秋田市の都市計画課に許可申請する旨、事前の協議がなされているところです。

続いて、敷地の周辺状況でございますが、施設への搬入路は、国道7号線から主要地方道の寺内新屋雄和線を通り、こまち球場前を通過し、向浜金属団地内を通る経路でございます。前面道路は秋田市道で幅員が6mあります。災害については、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域などの建築行為を制限する区域には指定されておられません。

また、敷地が工業専用地域にあることから、周囲100メートルの範囲には、教育文化施設、医療施設および福祉施設が立地していないことを確認しております。

まとめといたしまして、都市計画との整合がとれており、周辺環境に与える影響は少ないものと考えております。また、当審議会前に、申請者は秋田市の環境部局との事前協議を終了していることを確認しております。以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして何か御質問等ありましたらお願いします。はい、谷川原委員お願いします。

○谷川原委員

5ページの申請理由書の所の破碎施設について、手選別による金属回収・資源回収等を徹底し、将来に向けてリサイクルも考えたいということが書かれてありますけれども、この再利用率というのはどの位考えているのでしょうか、あと今回の増築される施設が24時間動き、規模も3倍強になっていますが、作業員の健康対策、外には基準をクリアしていても中の働いている人達の具合はどのようになるのでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

最初の一点目の再利用率ですが、現行の申請者において木くずであったり、コンクリー

ト破砕物というものに関しては、木くずは単純焼却、コンクリート破砕物については最終処分ということで再利用されていないということです、事業者においては木くずであればエネルギー回収されるような施設、燃料として使われるようなものであったり、コンクリート破砕物に関しては、再生して使われるようなものを計画している。現時点では再生利用率がどの程度になるのかは示されていないところであります。

二つ目の作業員の健康ですが、現行従業員が8名おりまして、6名新たな雇用し14名体制となる。健康に関しても影響がないように配慮されるということで確認しております。

○谷川原委員

24時間体制について三交代というような形になるのでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

現行の計画においては二交代制ということになっています。

○山口会長

よろしいでしょうか、他にいかがでしょうか。

○相沢委員

説明では、渋滞の発生するおそれが少ないところという話でしたけれども、近くにこまち球場があります。どの程度の頻度で搬入しているのかはわかりませんが、例えばこの日は混むという日を外して計画的にゴミを運ぶことは可能なのでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

搬入に関しては、大型車両を含む県外から運ばれるものに関してはなるべく早い時間に搬入いたしまして、県内、市内の廃棄物については時間をずらして行うということで渋滞混雑緩和に向けた対策をとられているということで確認しております。

○山口会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、他にいかがでしょうか。

○山口会長

私の方から、市の環境部局で既に廃棄物処理施設の環境面でのチェックが済んでいるということですが、騒音・振動・粉塵というのは環境の専門部局からみて問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

はい、そうなります。

○山口会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、他にいかがでしょうか。

○山口会長

この議案は前回の議案と非常に似通っていて、参考までに前回の位置、かなり近かったと思うのですが。

○山下建築指導課長（秋田市）

（前回との位置関係を示したスライドをスクリーンに投影しながら）左側の所に秋田県の保安林がございまして緑になっておりますが、その隣にあります赤いところが今回の敷地でございます。右側の青くしている所が前回のユナイテッド計画の申請があった所でございます。さらに下のこまち球場よりの所でスクリーンの南側、下側になりますけれど

も、そこがナチュラルエナジージャパンと、それが昨年の11月に挙げさせていただいた二つの案件の場所でございます。

○山口会長

一つは隣接している形になりますか。

○山下建築指導課長（秋田市）

はい、ユナイテッドの隣でございます。

○山口会長

わかりました。他にいかがでしょうか。

○谷川原委員

施設の能力が3倍強になるということは、すごい量の廃棄物が入ってくることになります。全県の中でここに集中してくるのでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

能力的には3倍強になるのですが、全県の全てが集まってくるものではなく県外のものが増え入ってくるという計画になります。加えさせていただきまして既存炉の取扱いですが、既存炉に関しては新規のものが安定稼働した後に計画的に休止を予定しておりまして、最終的には廃止を検討されているということですので、量的に3倍程度で環境負荷もその分軽減されるものと考えております。

○谷川原委員

産業廃棄物施設はここに全部集中しているのでしょうか。他にも県内で集中しているところはあるのでしょうか。

○酒井廃棄物対策課主査（秋田市）

秋田市内においては、こちらの向浜地区に4施設ありますが、秋田市を除く県内ではいくつか点在しているところでございます。

○山口会長

この都市計画審議会だったか、大仙市の主要道路沿いにいくつかあって結構議論した記憶があります。建築審査会だったかもしれませんが。ここは工業専用地域ですのでどうしても立地するということであると思います。

○山口会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

なければ、議案第5号について、特段の異議等ありませんでしたが、お諮りします。議案第5号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

【異議なしの声】

○山口会長

御異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定します。

○山口会長

以上をもちまして、本日の議事の審議は終了とします。その他事務局からお願いします。

○栗田幹事

都市計画課長の栗田でございます。先ほど一番最初に説明させていただきました、前回付議議案の処理状況、議案書の３枚目についてでございますが、議案第３号の決定主体について秋田県となっておりますが、こちらの方を秋田県ではなく秋田市と修正させていただきたいと思います。

○三浦幹事

委員の皆様方、御審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、第１８１回の審議会を閉じることとします。